

1. 政策名

証券決済システムの改革

2. 政策の目標

(目標)

金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」及び証券決済システム改革ワーキンググループ報告書「21世紀に向けた証券決済改革について」等を踏まえ、関係省庁と連携を図りつつ、証券決済システムの改革を図る法制整備に向けた検討を行う。

(業績指標) 証券決済システムの改革に向けた制度整備の実施状況

(説明)

平成12年6月の金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」において、

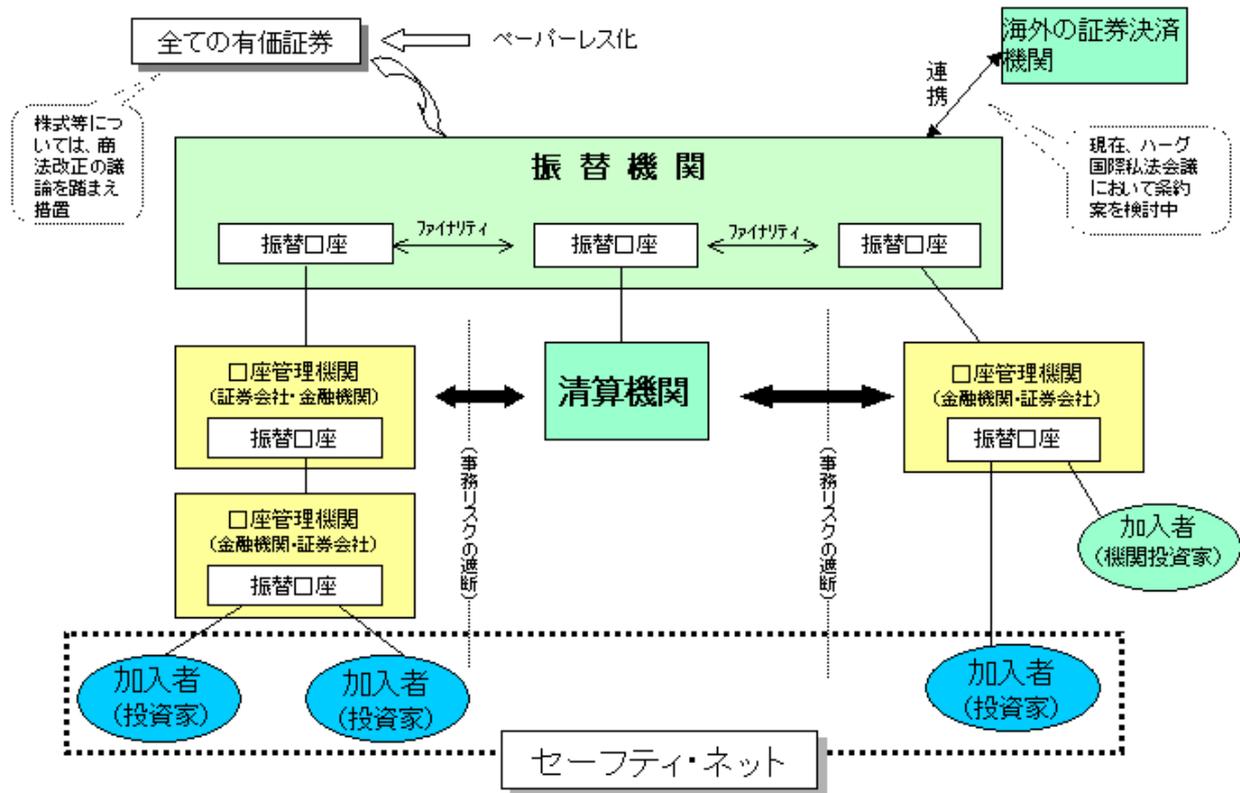
従来は株式、社債、国債それぞれにつき異なる法律に基づき決済が行われており、これに伴って有価証券ごとに別々の決済機関が存在しているため、これらの各種有価証券につき統一的、横断的の制度を導入することにより、別々に行われる投資の一本化を図ることができ、決済事務も統一できるため効率化を図ることができること

有価証券の無券面化を可能とする法制の整備により、有価証券の作成・保管に伴うコストの排除が可能なこと

などから、「統一的な証券決済法制や無券面化を可能とする法制等の整備を図るため、金融行政当局においては、立法化に必要な検討を早急に進めるべきである」と施策の必要性についての指摘がなされています。

また、同審議会の証券決済システム改革ワーキンググループの報告書「21世紀に向けた証券決済改革について」において「統一的な証券決済法制の整備については、先に述べたとおり、既存の制度からの円滑な移行に配慮しつつ、関連する諸制度との関係を整理しながら、可能な方式・有価証券から法制整備を行っていくことが適当であると考えられる」と施策の進め方について提言が行われております。

これらを受け、金融庁においては、証券決済システムの改革を図る法制整備を行っていくこととしており、引き続き所要の法制整備に取り組むこととしました。



3. 現状分析及び外部要因

証券決済システムは証券市場の国際競争力を左右する制度的基盤であり、証券取引のグローバル化の下で、この証券決済システムをより安全で効率性の高いものに改革していくことが重要です。金融庁は、法務省をはじめとする関係省庁や市場関係者とともに証券決済システムの改革に取り組み、可能なものから早急に対応するべく、平成13年6月には「短期社債等の振替に関する法律」(新規立法)及び「株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律」(ともに法務省と共管)によりコマーシャルペーパー(CP)¹のペーパーレス化及びCPに係る振替制度の創設と、保管振替機関を株式会社形態に変更する法整備を行ったところです。

¹ コマーシャルペーパー(CP)とは、企業が公開市場で割引形式で発行する無担保の約束手形のこと。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 13 事務年度において、金融庁は、証券市場の構造改革の一環として、平成 13 年 9 月の政府の「改革工程表」や同年 10 月の「改革先行プログラム」において証券決済システムの改革を掲げ、具体的施策として、社債、国債等の証券決済システムについて振替制度を創設するため、所要の法案を遅くとも平成 14 年通常国会に提出する旨の目標を掲げました。

当該政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

平成 12 事務年度における上記の法整備に引き続き、包括的な証券決済法制の整備に向け検討を行い、

イ．券面を必要としない統一的な証券決済法制の対象を C P から社債、国債等へ拡大し、

ロ．単層構造の仕組みを発展させて、一般投資家が証券会社・銀行等に口座を開設することを可能とする多層構造の振替決済制度を創設し、

ハ．安全かつ効率的な決済を行うためにより有効な清算を可能とするための制度整備

を行うなど、決済の迅速化・確実化をはじめとする証券市場の整備のための所要の改正を行う「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案」(法務省・財務省と共管)を平成 14 年 3 月 15 日に国会に提出しました。同法案は、5 月 21 日に衆議院で可決され、6 月 5 日に参議院で可決され、成立したところです。(6 月 12 日公布)

上記法律の概要は以下の通りです。

イ．振替制度の対象となる権利を短期社債等から社債一般、国債等に拡大

振替制度の対象を、短期社債等(C P)から社債、国債等に拡大することとし、所要の規定を整備しました。具体的には、振替が行われる権利の帰属、券面の不発行、振替制度において社債等の権利の記録がなされる振替口座簿の記録事項、社債等の発行局面における新規記録手続、社債等の流通局面における振替手続、振替の効果等の規定を整備しました。

ロ．振替制度の多層構造化に伴う所要の整備

振替制度の対象を社債等へ拡大することに伴い、振替制度を幅広い利用者に対

応したものとするため、振替機関だけでなく銀行や証券会社等の金融機関にも振替口座を開設することができるよう、所要の規定を整備しました。具体的には、振替口座を開設することができる機関である口座管理機関について新たに規定し、口座管理機関となることができる者や口座管理機関の業務等の規定を整備しました。なお、従来の、振替機関 加入者という単層の振替制度(単層構造)に対し、振替機関 口座管理機関(複数層存在可能) 加入者という多層の振替制度となることから、これを多層構造と呼んでいます。

また、振替口座簿について、自己口座(口座管理機関自身が有する社債等を記録)と顧客口座(顧客が有する社債等を記録)とに区分することや、振替機関等の誤記載等により善意取得が生じた場合に振替機関等が負う義務の調整等、振替制度の多層構造化に伴う所要の規定を整備しています。

八．効率的な決済を可能とする清算機関制度の整備

証券取引法又は金融先物取引法においては、DVP(Delivery Versus Payment：証券決済において、証券の引渡しと資金の支払とが相互に条件付けられて行われる仕組み。)の導入を促進する観点から、その重要なインフラとなる清算機関に関連する制度を整備しています。

具体的には、証券取引清算機関又は金融先物清算機関について法律上の根拠を明確化し、かつリスク管理の徹底を図るための必要な監督規定を置いています。また、より効率的な清算システムを構築するため、証券会社、外国証券会社又は登録金融機関が証券取引清算機関に清算業務を取り次ぐための有価証券等清算取次ぎに関する規定の整備を行っています。

二．その他

一般投資者保護のための仕組みや国債に関する所要の措置等を行っています。

- a 一般投資家とその所有する振替社債等に対し受けた損害を補償する加入者保護信託制度の創設
- b 国債につき、新たな商品性を有するストリップス債²の導入

² ストリップス債とは、債券の元本部分と利札部分を切り離し、別個の債券として売買流通させるもの。元本部分も利札部分も額面で割り引いて売買され、満期時には額面で償還される。

(2) 評価

13事務年度は、13年6月に成立した「短期社債等の振替に関する法律」を受けて、関係政省令の策定を行ったほか、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」が成立したことから、これを受けて関係政省令の規定の整備等を行っているところです。また、市場関係者とともに、社債等振替制度に係るシステム対応、ペーパーレスCP、国債等に関する振替制度の円滑な稼働、統一清算機関の設立等、着実な改革の実施に向けた準備が進められているところです。

このため現時点では成果の発現は予定されていませんが、今後速やかに成果が発現されるよう取り組んでいく必要があります。

5. 今後の課題

上記「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」を施行するために、関係政省令の整備を行う必要があります。

また、証券市場の国際競争力の維持・向上のためには、その制度的基盤である統一的証券決済法制の完成に向けて、株式及び国際間の証券決済に係る制度整備等、証券決済システムの改善を引き続き進めることが必要です。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、現時点では成果の発現は予定されていませんが、13事務年度は、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、これを受けて関係政省令の規定の整備等を行っているところです。今後も関係政省令の整備を行うとともに、株式及び国際間の証券決済に係る制度整備等、引き続きこれまでの取り組みを進めてまいります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔使用資料等〕

- ・ 規定の整備状況

9. 担当部局

総務企画局市場課